

第3回別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会

【Bグループ】概要

開催日：平成22年10月12日（火）
時間：午後7時～午後9時
会場：役場101・102会議室
参加委員：10名（欠席なし）
会議次第：1 開会
2 自己紹介
3 議題
1) グループ会議の進め方について確認
2) 第4章 町民（全4条）について
3) 今後のスケジュールについて確認
4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 自己紹介（全委員）

3 議題（グループリーダー）

1) グループ会議の進め方について確認

- ・グループで検討する際の進行役及び検討結果をまとめる報告書の作成者を選出。全体会議等において、Bグループの検討結果の報告をする際は、グループリーダー又はサブリーダーが行うこととする。
- ・議案や検討資料はあくまでたたき台であることから、グループが主体となって検討を進めていくことを確認。
- ・委員は団体からの推薦ではあるが、この会議の主旨を理解して頂き、個人の判断で行なってほしいとグループリーダーから説明があり、グループとして確認。
- ・進め方については、短期間で決めていくなかでは、新たに1からやっていくことは難しく、この資料（草案）に基づき、内容について加除修正の方法で実施していくことで確認。



○検討委員からの意見

- ・この条例を作るにあたっては、町民が主体となるものであるから、町民が理解しやすく（わかりやすく）、実践していけるものにすべき。
- ・言葉の意味（語句）はその都度全体で認識し合い、後に言葉の意味自体については、定義で後に決めてはどうか。（特に「まちづくり」などの言葉は多く引用されているため、注意が必要。）

●結論

- ・上記を踏まえながら、今後検討していくこととする。

2) 第4章 町民（全4条）について

～草案より～

（町民の権利）

第18条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

○検討委員からの意見

- ・既に別の法令で規定（二重定義）されているものや、当たり前のものを規定することについてどうなのか。あえて規定していると解釈すべきと考える。
- ・情報を自ら取得する権利とは、行政から与えられるばかりではなく、不十分なものについては、自ら取得もできるといった意味で規定する必要があると考える。
- ・第1項について、「まちづくり」の定義にもよるが、文章として、何に参加するのか分かりづらい。基本理念にも「まちづくりの主体」という文言があるからかもしれないが。
- ・「町政に参加する」とすると、少し難しい表現となってしまうのではないか。
- ・ぱっと見て分かりやすくするのであれば「まちづくりに参加」としてはどうか。



・第4項について、年齢にふさわしい参加とは、町内会や子ども会への参加から住民投票まで想定していると考ええる。

・子ども達がこの条例を見て、内容を理解することも必要であるが、大人がこの内容について十分理解し、実践することが重要である。子どもは別海町の財産である。

●結果

- ・検討により第1項については、何に参加するのかを明らかにするため、文言を整理する。

（町民の権利）

第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(町民の役割と責務)

- 第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供しよう努めます。
 - 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。
 - 4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進しよう努めます。
 - 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

○検討委員からの意見

- ・見出しとして、「責務」という語句を、町民に規定するのに違和感がある。
- ・町民についても責務はあるのでは。ここでは語尾で努めますとしている。
- ・権利に対して義務（責務）はある。題としては「義務」よりも「責務」といった表現で良いのでは
- ・第1項について、自ら考えて行動するといった規定の部分と、世代を越えたまちづくりの規定の部分が、一つの文章として違和感を感じる。きずなを深めといった文章も唐突過ぎでは。
- ・「きずな」といった表現が第1項に規定されるのは、いきなりではないか。
- ・未来永劫まちづくりを続けていくといった役割を規定するのであれば、「将来にわたって誰もが暮らしやすいまちづくりに努める」といった表現とし、世代間交流の部分については、別の項に盛り込んでどうか。例えば第4項の連携の部分に含めるなど。
- ・「町民」の定義を考えれば、第1項において世代を越えた交流を定義しても良いのでは？
- ・世代間交流については、世代を越えてだけではなく、職業や性別を越えてといった規定はどうか。
- ・男女平等の時代でもある。本章に規定するのであれば、あえて性別を越えてと規定する必要は無いのでは。



●結果

- ・第1項については、町民がまちづくりの主体として行動する部分までを規定し、世代間の交流の部分については、第4項に規定する。

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、職業や世代を越えて協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。

5 (次回に町民の自然環境等へ対しての文言を規定予定)

6 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

次の条へ

~草案より~

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・事業者だけではなく、町民にも自然環境や生活環境への配慮も必要ではないか。町民の役割や責務にも規定すべきでは。
- ・事業者には法人も個人も含まれる。定義においては、事業を営む法人のみしか規定していないので、個人も規定すべきではないか。

●結果

- ・第20条については草案のままとする。
- ・町民の自然環境及び生活環境への配慮について、第19条に規定することで確認したが、会議時間がなくなったことから、文言等については次回の検討とする。

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

3) 今後のスケジュールについて確認

次回の会議の開催日時を確認

4 閉 会 (グループリーダー)